

■ 4条1項11号

不服 2025-003317

＜本願商標＞

「翔」（標準文字）

第28類「運動用具，スケート用具」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「SYOU」（標準文字）

第25類「海浜用衣服，ブラジャー，被服，サイクリング競技用衣服，ドレッシングガウン，釣り用ベスト，履物及び運動用特殊靴，帽子，新生児用被服，作業服，仮装用衣服，ミトン，サッシュ，靴及び運動用特殊靴」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「翔」の文字を標準文字で表してなるところ、該文字は「飛びめぐる。高く飛ぶ。」等の意味を有する漢字（「新選漢和辞典第八版」株式会社小学館）であつて、その構成文字に相応して、「ショウ」の称呼を生じるものである。

（2）引用商標について

引用商標は、「SYOU」の欧文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、一般的な辞書等に掲載された成語ではないことから、我が国で親しまれた英語読みやローマ字読みにならって発音されるのが一般的であり、「ショウ」と発音できる。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ショウ」の称呼を生じ、特定の観念を生じない。

(3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、漢字と欧文字の差があり、「翔」の漢字を欧文字表記した場合、必ず「SYOU」と表記されるという関係ともいえず、記憶に残る印象は相違し、判別は容易である。

また、称呼においては、「ショウ」の称呼を共通にする。

さらに、観念においては、本願商標からは「飛びめぐる。高く飛ぶ。」程の観念が生じるのに対して、引用商標からは特定の観念が生じないため、相紛れるおそれはない。

そうすると、両商標は、称呼を共通にするとしても、外観において判別は容易で、観念において相紛れるおそれはないから、それらが取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、その指定商品を比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当せず、同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「翔」と引用商標「SYOU」は、称呼を共通にするとしても、外観において判別は容易で、観念において相紛れるおそれはないから、それらが取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

称呼が同一で、文字種が異なる商標の類否が争われる審決は比較的良好に見かけますが、本事件は、「漢字」と「アルファベット」の違いがある商標の事例といえます。

このようなケースでは、「漢字」の商標からは複数の称呼が生じ得るといった事情や、「アルファベット」の商標からは複数の「漢字」が想起できるといった事情等により、両商標が非類似と判断されることが多いように思いますが、本事件でも、両商標は非類似と判断された次第です。

ただ、本事件の場合は、本願商標「翔」からは特定の観念が生じるという点や、この読みである「ショウ」をアルファベットで表記する際には「SHOU」や「SHO」の方がより一般的と考えられ、必ずしも引用商標「SYOU」のように「SYOU」とは表記しないという点もあり、両商標の差異点がよりわかりやすかったように思います。

よって、両商標を非類似とした結論は、個人的には納得できるものといえます。



なお、最近の審決では、「」と「」が非類似と判断された事

件（不服 2025-002065）や、「寅二」と「」が非類似と判断された事件（不服 2025-000227）などもあります。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年10月19日 >